

令和6年12月吉日

お客さま 各位

大田原信用金庫

住宅ローン控除申請書の調書方式取扱開始について

当金庫では、住宅ローン控除の適用に係る手続について、令和7年1月6日から「調書方式」の取扱を開始します。

令和4年度税制改正において、これまでの年末残高証明書を用いる「証明書方式」から、居住年が令和5年1月1日以降の住宅ローンご利用者を対象に年末残高調書を用いる「調書方式」とする改正が行われたことに対応するものです。

なお、現在証明書方式の住宅ローンご利用者につきましては、引き続き当金庫より年末残高証明書を郵送させていただきます。

記

1. 取扱開始日

令和7年1月6日（月）

2. ご対象の方

令和7年1月6日以降に、当金庫で住宅ローン契約を締結する方で、下記①②のいずれも満たす方
なお、居住年が令和5年1月1日以降で、現在証明書方式の住宅ローンご利用者につきましても、新たに「住宅ローン控除の適用申請書」および「個人番号届出書」をご提出いただくことで、調書方式に切替えが可能です。

①居住年が令和5年1月1日以降であること

②住宅ローン契約締結時に「住宅ローン控除の適用申請書」および「個人番号届出書」をご提出いただくこと

3. 証明書方式と調書方式の概要

(1) 証明書方式

住宅ローン控除の適用を受ける住宅ローンご利用者が、金融機関等から交付を受けた年末残高証明書を確定申告又は年末調整の際に、税務署又は勤務先に提出する方式です。

(2) 調書方式

金融機関等が税務署に年末残高調書を提出し、国税当局から住宅ローンご利用者にマイナポータル連携により年末残高情報を提供する方式です。居住年が令和5年1月1日以降で、金融機関等に対し個人番号等を記載した「住宅ローン控除の適用申請書」を提出している住宅ローンご利用者が対象です。

「調書方式」に対応した金融機関からのお借入れに係る住宅ローン控除の確定申告・年末調整の手続については、「年末残高調書」の年末残高等の情報をマイナポータル連携によって活用することにより、手続が簡便になります。手続の詳細については、国税庁ホームページをご確認ください。

以上